

国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

記

1 媒介業務の対象となる国有財産

| 物件番号 | 所在地 | 登記地目 | 構造 | 数量 | 都市計画上の制限等 | 売却価格 |
|------|------------------------------|------|----|-------------------------|----------------------|--------------|
| 1101 | 高松市新田町 字東原甲126番7 | 宅地 | — | 324.76 m ² | 非線引都市計画区域 (一種中高層) | ¥7,230,000— |
| 1102 | 高松市西山崎町 字川向上405番1 外1筆 | 宅地 | — | 564.53 m ² | 非線引都市計画区域 (用途白地) | ¥6,380,000— |
| 1103 | 高松市十川東町 字中下所1085番2 外1筆 | 宅地 外 | — | 393.80 m ² | 非線引都市計画区域 (用途白地) | ¥4,480,000— |
| 1104 | 高松市牟礼町牟礼 字反熊678番5 | 宅地 | — | 1,490.08 m ² | 非線引都市計画区域 (一種低層) | ¥13,500,000— |
| 1105 | 丸亀市塩屋町 二丁目206番4 | 宅地 | — | 182.43 m ² | 非線引都市計画区域 (一種住居) | ¥2,660,000— |
| 1106 | 丸亀市塩屋町 四丁目338番9 | 宅地 | — | 166.64 m ² | 非線引都市計画区域 (一種住居) | ¥2,560,000— |
| 1107 | 丸亀市中津町 字大道下94番1 | 田 | — | 957.41 m ² | 非線引都市計画区域 (用途白地) | ¥1,620,000— |
| 1110 | 香川県丸亀市垂水町 字中代636番 外1筆 | 宅地 | — | 652.76 m ² | 非線引都市計画区域 (用途白地) | ¥5,050,000— |
| 1111 | 香川県丸亀市垂水町 字中代633番 外5筆 | 田 | — | 6,802.39 m ² | 非線引都市計画区域 (用途白地) | ¥3,480,000— |
| 1112 | 坂出市府中町 字西福寺5962番4 | 宅地 | — | 199.64 m ² | 非線引都市計画区域 (用途白地) | ¥2,880,000— |
| 1113 | 仲多度郡まんのう町中通 字野口965番 | 宅地 | — | 1,228.02 m ² | 都市計画区域外 (指定なし) | ¥2,000,000— |

(注1) 上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関であって、宅地建物取引業法第 2 条第 2 号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

3 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から 3 か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。

5 媒介契約の内容

一般媒介契約書（案）のとおり。

なお、契約の締結は、契約書の定める約定報酬額に対する予算の措置がなされた日以降に行うものとする。

6 申込方法

下記により申込書等を持参又は郵送により提出するものとする。

(1) 提出書類

- | | |
|---------------------------|-----|
| ① 国有財産媒介申込書 | 1 部 |
| ② 法第 6 条の規定により交付された免許証（写） | 1 部 |

(2) 申込書等の提出先

四国財務局 管財部 統括国有財産管理官
所在地：香川県高松市サンポート 3 番 3 3 号
高松サンポート合同庁舎南館 6 階
電話番号：087-811-7780

(3) 申込みに当たっての留意事項

- ① 受付期間
令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 5 月 2 2 日（金）まで。
- ② 持参による提出
持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、8 時 3 0 分から 1 2 時、1 3 時から 1 7 時 1 5 分まで（土・日曜日及び祝日を除く。）とする。
- ③ 郵送による提出
郵送により申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記(2)の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法によるものとする。
ただし、受付最終日の令和 8 年 5 月 2 2 日（金）1 7 時 1 5 分までに必着とする。

7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

8 問い合わせ先

四国財務局 管財部 統括国有財産管理官

所在地：香川県高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎南館6階

電話番号：087-811-7780

以上公告する。

令和8年2月16日

支出負担行為担当官 四国財務局総務部長 米倉 洋成